



ダイヤル 74-7007

こちら 匝瑳市消費生活センターです

Vol.2

消費生活センターでは、契約トラブル、悪質商法、借金問題などの相談に、相談員が無料でお応えします。

## 「契約」って何？

私たちは、毎日の生活の中で無意識のうちにさまざまな「契約」をしています。「契約」には責任が伴います。今回は「契約」の基本について解説します。

### ◆「契約」は身近なもの

「コンビニで弁当を買う」「<sup>スイカ</sup>Suicaで電車に乗る」「レンタルビデオを借りた」「病院で診察を受ける」など、これらはすべて「契約」に当たります。消費者と事業者の間でなされた約束は「契約」となります。

### ◆「契約」が成立しているのは？

- ・店員に「リンゴはどうか」と言われ「欲しい」と言った。
- ・電話で宅配ピザを注文したが、まだ届いていない。
- ・インターネットでホテルの予約をした。

これらはすべて契約が成立しています。契約は、「申し込み」と「承諾」の意思表示による「お互いの合意」で

成立します。商品を受け取ったり、代金を払ったりしていなくても、「口約束」でも成立します。

### ◆「契約」はやめられないの？

契約が成立すると、お互いに契約内容を守る義務が生じます。

原則として一方の都合で勝手に解消することはできません。自分にとって必要な契約か、じっくり検討してから契約しましょう。

・ ・ ・ ・ ・

次回は「契約の解消」について解説します。



匝瑳市消費生活センター

日時…原則 月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時 場所…市役所3階産業振興課 ☎74-7007